

## 届出書作成上の注意事項

原則として用途ごとに第三面を作成する

ただし、届出書の(注意)1. 届出書類 ②、③を適用することは可

(注意)

### 1. 届出書類

本(注意)書きは、届出書には添付不要。

#### ① 住宅の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面(住宅の用途に供する建築物)を提出してください。なお、「住宅」とは、一戸建住宅、連続住宅、重ね建住宅、共同住宅その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいいます。

#### ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出

##### (1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満の場合

住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面(住宅の用途に供する建築物)を提出してください。

##### (2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面(住宅の用途に供する建築物)及び第三面(住宅以外の用途に供する建築物)を提出してください。また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面(住宅以外の用途に供する建築物)を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満で、かつ、2000 m<sup>2</sup>未満である場合 当該部分を特定用途(住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。)に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途(住宅、工場等及び特定用途以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。)に供する部分の床面積の合計が 2000 m<sup>2</sup>未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

## 届出書（注意） 1. ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物

### ② 住宅の用途及び住宅以外の用途に供されている建築物の届出

#### (1) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満の場合

住宅以外の用途に供する部分を、住宅の用途に供するものとして取り扱うこととします。第一面、第二面及び第三面（住宅の用途に供する建築物）を提出してください。

#### (2) 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300㎡以上の場合

原則として、第一面、第二面、第三面（住宅の用途に供する建築物）及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。また、住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。

イ 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の1未満で、かつ、2,000㎡未満である場合 当該部分を特定用途（住宅及び工場等以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。）に供するものとして取り扱うことができます。

ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途（住宅、工場等及び特定用途以外の用途のうち、建築物の床面積に占める割合が最も大きいものをいいます。以下同じ。）に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

ハ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

なお、イの規定及びロ又はハの規定を同時に適用することは可能ですが、ロ又はハの規定の適用の判断に当たっては、イの規定により特定用途に供するものと取り扱われる部分についても、特定用途以外の用途に供されるものとして取り扱われることとなります。

## 届出書（注意） 1. ③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物

### ③ 住宅以外の用途のみに供されている建築物の届出

第一面、第二面及び第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。また、複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面（住宅以外の用途に供する建築物）を提出してください。ただし、次に掲げる場合は、それぞれの区分に応じた取扱いとすることができます。

イ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の5分の4以上で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

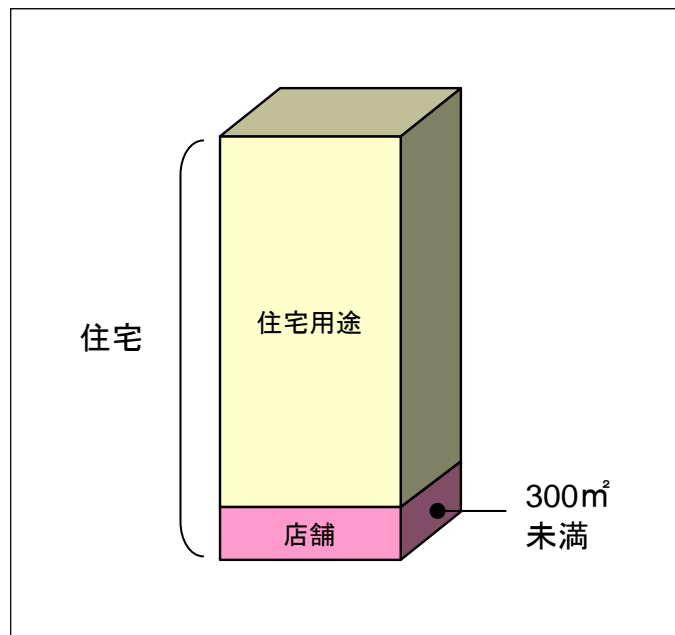
ロ 特定用途に供する部分の床面積の合計が、建築物の床面積の合計の2分の1以上5分の4未満で、かつ、非特定用途に供する部分の床面積の合計が300㎡未満である場合 住宅、工場等及び特定用途以外の用途に供する部分を特定用途に供するものとして取り扱うことができます。

（注意）③によれば、工場等は特定用途ではないため、例えば、工場等と事務所等の複合用途の場合、工場等及び事務所等の面積に関わらず、第三面（住宅以外の用途に供する建築物）は、工場等と事務所等に分けて提出することとなります。

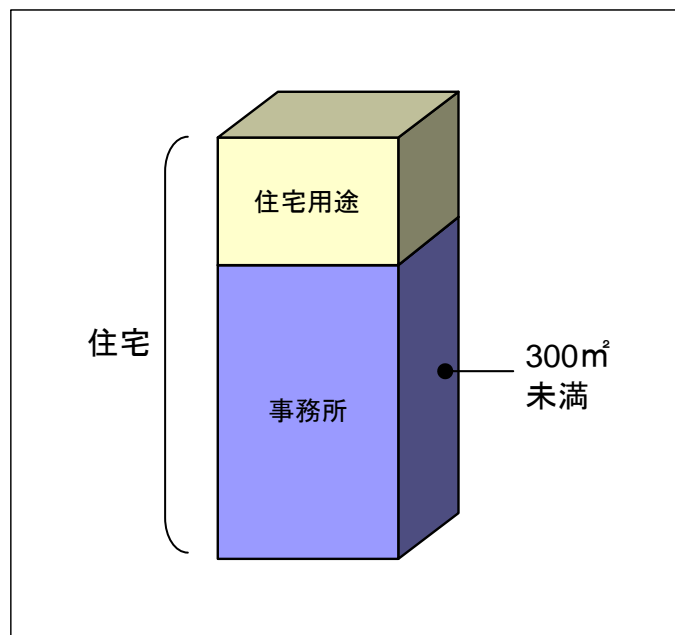
しかし、従前は、主用途部分の床面積の合計が5分の4以上で、他用途部分の床面積が2,000㎡未満で、かつ、全体の20%以下の場合は、他用途部分を主用途部分と同一用途として計算をしてもよい取扱いをしていました。

そこで、工場等が5分の4以上で、事務所等が2,000㎡未満の場合は、事務所等の部分を工場等として取り扱ってもよいこととします。

## 届出書（注意）②（１）の適用例

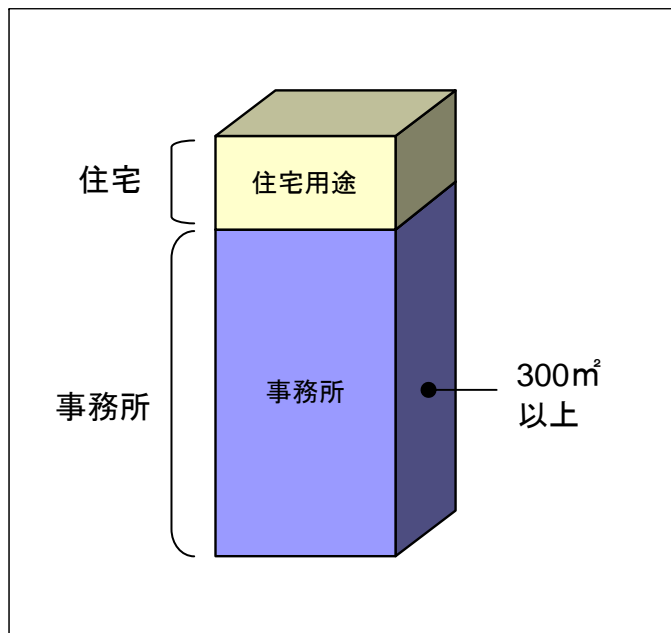


用途例	住宅	店舗
面積(m <sup>2</sup> )	2,100	290
面積比率	88%	12%
判断	—	300㎡未満
	—	(1)を適用
適用する用途	住宅	住宅

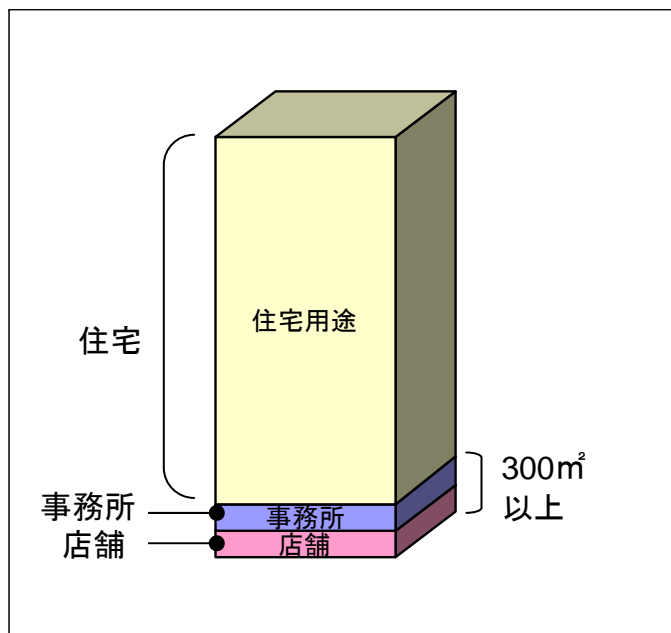


用途例	住宅	事務所
面積(m <sup>2</sup> )	120	280
面積比率	30%	70%
判断	—	300㎡未満
	—	(1)を適用
適用する用途	住宅	住宅

## 届出書（注意）②（２）の適用例

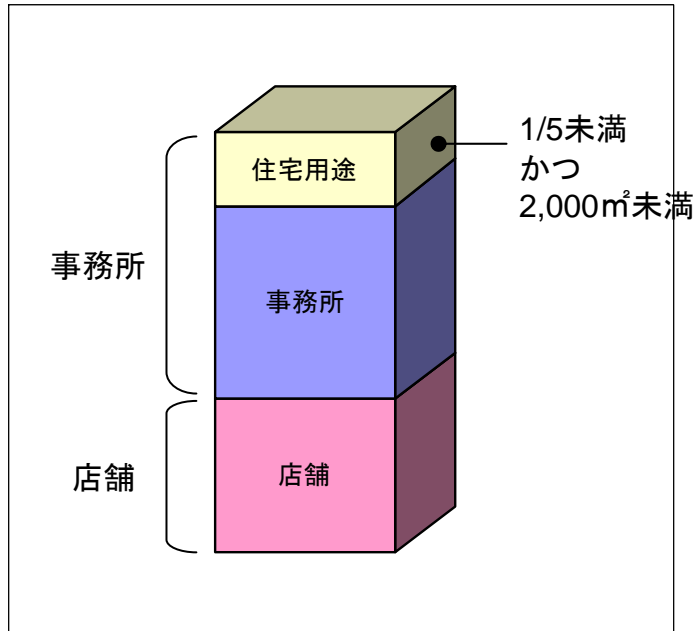


用途例	住宅	事務所
面積(㎡)	85	300
面積比率	22%	78%
判断	—	300㎡以上
	—	(2)を適用
適用する用途	住宅	事務所

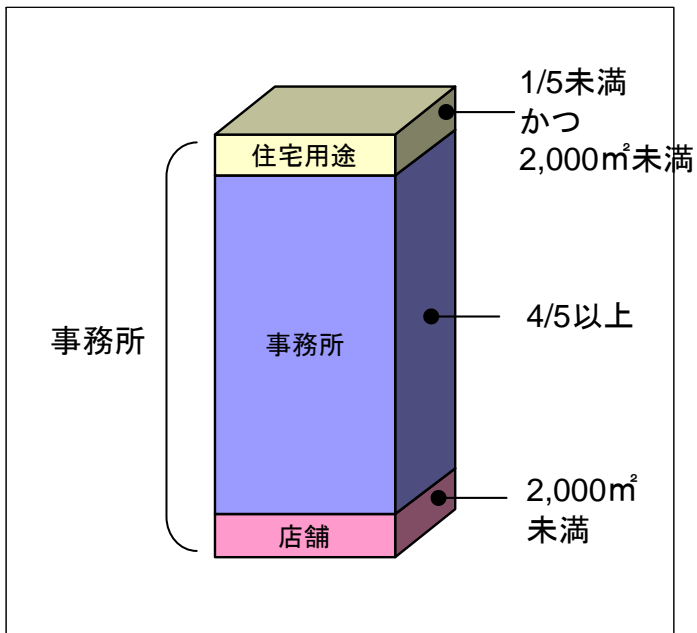


用途例	住宅	事務所	店舗
面積(㎡)	2,100	160	150
面積比率	87%	7%	6%
判断	—	300㎡以上	
	—	(2)を適用	
適用する用途	住宅	事務所	店舗

## 届出書（注意）②（２）イ、ロ、ハの適用例

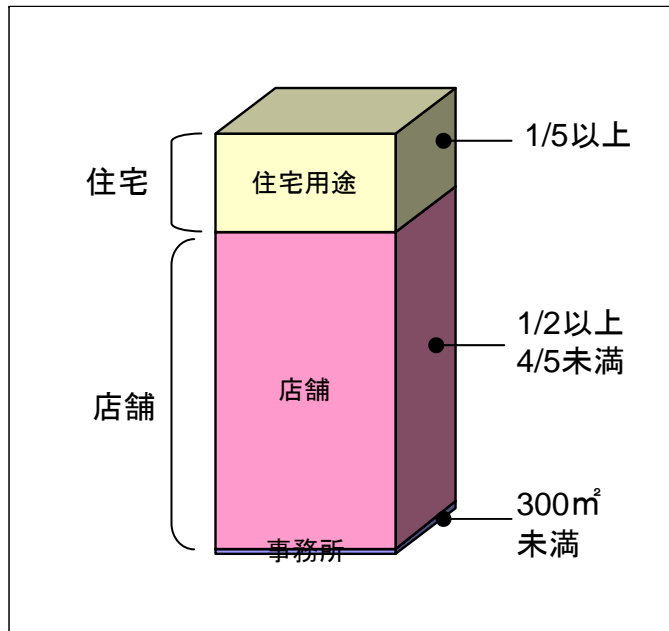


用途例	住宅	事務所	店舗
面積(㎡)	190	500	400
面積比率	17%	46%	37%
判断	1/5未満かつ 2,000㎡未満	—	—
	(2)イを適用可	特定用途	非特定用途
適用する用途	事務所	事務所	店舗

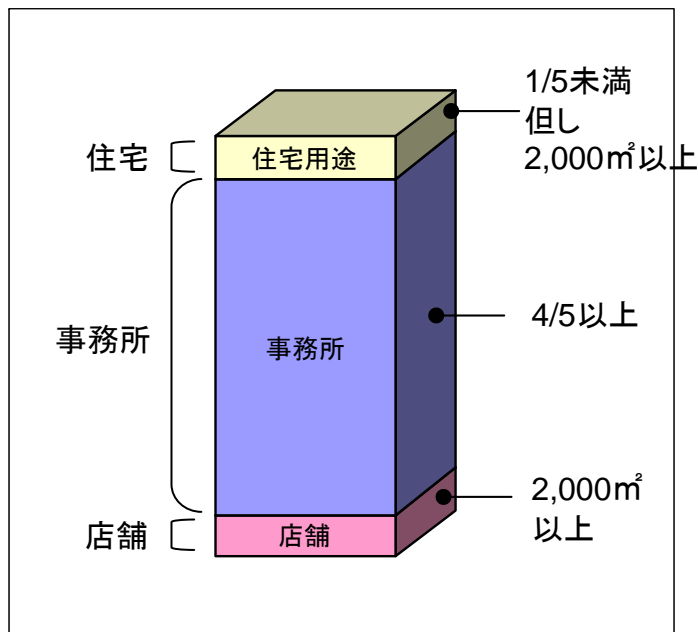


用途例	住宅	事務所	店舗
面積(㎡)	1,000	8,000	1,000
面積比率	10%	80%	10%
判断	1/5未満かつ 2,000㎡未満	4/5以上	2,000㎡未満
	(2)イを適用可	特定用途	(2)ロを適用可
適用する用途	事務所	事務所	事務所

## 届出書（注意）②（２）イ、ロ、ハの適用例



用途例	住宅	店舗	事務所
面積 (㎡)	4,710	15,000	290
面積比率	24%	75%	1%
判断	1/5以上	1/2以上 4/5未満	300㎡未満
	(2)イを適用不可	特定用途	(2)ハを適用可
適用する用途	住宅	店舗	店舗



用途例	住宅	事務所	店舗
面積 (㎡)	2,000	16,000	2,000
面積比率	10%	80%	10%
判断	1/5未満但し 2,000㎡以上	4/5以上	2,000㎡以上
	(2)イを適用不可	特定用途	(2)ロ、ハともに適用不可
適用する用途	住宅	事務所	店舗

## 届出書に添付する書類（性能基準）

### 性能基準で届け出る場合

- 1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図、立面図、断面図、矩形図、建具表等
  - ・ 外壁、窓等の仕様（断面構成）、施工箇所がわかるように表示
  - ・ 各ゾーンの床面積、壁面積、窓面積等を平面図、立面図に表示
- 2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表（昇降機にあっては仕様書）、系統図及び各階平面図
  - ・ 機器のメーカー名、型番を表示し、カタログ等のコピーを添付
  - ・ 照明区画の面積、照明器具の記号・台数を平面図に表示
- 3) P A L、C E Cを算出するための省エネ項目の計算書等
  - ① P A L（建築物の外壁、屋根、壁及び床）計算書
  - ② C E C / A C（空気調和設備）計算書
  - ③ C E C / V（機械換気設備）計算書
  - ④ C E C / L（照明設備）計算書
  - ⑤ C E C / H W（給湯設備）計算書
  - ⑥ C E C / E V（エレベーター設備）計算書
- 4) 委任状
- 5) 配置図
- 6) 面積表

## 届出書に添付する書類（仕様基準）

### 仕様基準（ポイント法、簡易なポイント法）で届け出る場合

- 1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置の内容を表示した各階平面図、立面図、断面図、矩形図、建具表
  - ・ 外壁、窓等の仕様（断面構成）、施工箇所がわかるように表示
  - ・ 平面図には空調部分と非空調部分を表示し、立面図には壁面積及び窓面積を表示
- 2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置の内容を表示した機器表（昇降機にあっては仕様書）、系統図及び各階平面図
  - ・ 機器のメーカー名、型番を表示し、カタログ等のコピーを添付
  - ・ 照明区画の面積、照明器具の記号を平面図に表示
- 3) 省エネ措置のポイントを算出するための集計表等
  - ① 建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止
  - ② 空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用
  - ③ 空気調和設備以外の換気設備に係るエネルギーの効率的利用
  - ④ 照明設備に係るエネルギーの効率的利用
  - ⑤ 給湯設備に係るエネルギーの効率的利用
  - ⑥ 昇降機に係るエネルギーの効率的利用
- 4) 委任状
- 5) 配置図
- 6) 面積表